

業務委託契約書（案）

発注者 秋田県北秋田地域振興局長 大山 泰 と受注者 ○○○○ とは、自家用電気工作物保安管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、電気事業法第42条第1項に定められた事業用電気工作物の維持義務に基づき、次に掲げる事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、第5条に定める業務を受注者に委託し、受注者は受注者の保安業務受託規程に基づき、これを誠実に実施する。

事業場名 森吉ダム管理事務所
業務場所 北秋田市森吉字砂子沢下岱地内

需要設備	容量 48KVA、電圧 200V
使用する期間	通年
予備発電装置	容量 100KVA
使用する期間	通年

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 発注者は前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第3条 委託料は、○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○○○○円）とする。

（契約保証金）

第4条 ○○○○円（※納付の場合）

秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除（※免除の場合）

（委託業務の内容等）

第5条 受注者が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 電気工作物において、受注者の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、発注者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- (2) 保安管理業務は、別紙に記載されている保安業務担当者が実施するものとする。
- (3) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を仕様書及び次により行う（その細目は受注者が別に定める「点検指針」による）ほか、発注者及びその従事者に定期的な点検等において異常等があったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は

適合しないおそれがあるときは、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。

① 定期点検（月次点検及び年次点検）

月次点検：需要設備 月1回

月次点検：予備発電装置 月1回

年次点検 年1回

② 臨時点検 必要の都度

(4) 電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、発注者又はその従事者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次に掲げる処置を行うものとする。

① 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示。

② 事故・故障の状況に応じた臨時点検。

③ 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言。

④ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示

(5) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次に掲げる処置を行うものとする。

① 警報発生時の原因を調査し、その適切な処置を行う。

② 警報発生時の受信記録を3年間保存する。

(6) 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行う。

(7) 第1条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを助言する。

(8) 第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を発注者に助言する。

(9) 第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて仕様書に定めるところにより工事期間中の点検を行い報告するとともに、必要に応じて、そのとるべき措置を発注者に助言する。

2 次に掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつその記録が保安業務担当者に確認されているものに係わる保安管理業務については、この限りでない。このほか、受注者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言を行うことができるものとする。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物

① 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

② 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

③ 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器

④ 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

⑤ 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

- ① 点検時現場に設置されていない移動式機器等
- ② 点検時に著しい危険の伴う有毒発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- ③ 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ④ 業務上の都合等、発注者の事由で受注者が立入りできない場所に設置された機器等
- ⑤ 情報管理のため立入が制限される場所
- ⑥ 衛生管理のため立入が制限される場所
- ⑦ 機密管理のため立入が制限される場所

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

(業務着手届等)

第6条 受注者は、業務の実施に先立って業務着手届及び業務計画書を発注者に提出するものとする。

(保安業務担当者)

第7条 受注者は、保安管理業務に従事する資格を有する者から保安業務担当者を指名し、その氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類を発注者に通知するものとする。また、保安業務担当者を変更したときも同様とする。

(連絡責任者)

第8条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受注者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名等を受注者に通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、この委託業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第10条 発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、隨時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して受注者に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りでない。

(検査)

第 12 条 受注者は、毎月の業務が完了した都度、委託業務の報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行わなければならない。ただし、3 月分の検査は、3 月 31 日に行うものとする。

3 受注者は、委託期間が満了したときは、遅滞なく、業務完了届を発注者に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第 13 条 受注者は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができるものとする。

業務履行月	支払金額
令和 8 年 4 月	円
令和 8 年 5 月	円
令和 8 年 6 月	円
令和 8 年 7 月	円
令和 8 年 8 月	円
令和 8 年 9 月	円
令和 8 年 10 月	円
令和 8 年 11 月	円
令和 8 年 12 月	円
令和 9 年 1 月	円
令和 9 年 2 月	円
令和 9 年 3 月	円
合 計	円

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合に

において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第 14 条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、第 13 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) その責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 保安業務担当者を配置しなかったとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項においては同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が、受注者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が同項前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 同項前号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第 9 号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、受注者が第 16 条の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができるものとする。
- 3 受注者は、第 1 項又は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の 10 分の 1 を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。この場合において受注者が契約保証金を納付しているときは、発注者はその契約保証金を違約金に充当できるものとする。

4 受注者は、第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 委託業務の内容を変更したため、委託料が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になったとき。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(信義則)

第18条 発注者及び受注者は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(消費税及び地方消費税率が改正された場合の取り扱い)

第19条 消費税及び地方消費税率が改正された場合、発注者と受注者は税率の変更による増加額相当分の変更契約について協議する。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 秋田県北秋田市鷹巣字東中岱76-1
秋田県北秋田地域振興局長 大山 泰 印

受注者 ○○○○